

○防災科学技術研究所役員退職手当規程

(平成 13 年 4 月 1 日 13 規程第 15 号)

改正 平成 14 年 5 月 9 日 14 規程第 9 号 平成 15 年 7 月 11 日 15 規程第 10 号
平成 15 年 12 月 25 日 15 規程第 17 号 平成 22 年 6 月 1 日 22 規程第 4 号
平成 25 年 2 月 28 日 25 規程第 2 号 平成 27 年 10 月 1 日 27 規程第 91 号
平成 29 年 12 月 21 日 29 規程第 35 号

(目的)

第 1 条 この規程は、防災科学技術研究所の役員(非常勤役員を除く。以下「役員」という。)の退職手当について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。

2 退職手当は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き、当該役員に関する業績勘案率の通知を受けた日から 1 月以内に支給する。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の防災科学技術研究所役員報酬規程第 7 条に規定する本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第 5 条前段の同一の役職の役員に任命された者の退職手当の額は、当該任期ごとの在職期間(以下「任期別期間」という。)1 月につき、任期別期間の最後の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に 100 分の 83.7 を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(2) 第 5 条後段の役職を異にする役員に任命された者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1 月につき、役職別期間の最後の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に 100 分の 83.7 を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間、任期別期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 月に満たない端数(以下この条において「端数」という。)を生じたときは、1 月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、任期別期間及び役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、任期別期間及び役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の任期別期間及び役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

第4条の2 役員のうち任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。))第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、第2条本文の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。

- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項の規定に該当する者以外の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎とし、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に命ぜられたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
 - 3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、そのうちの選任された代表者に支給する。なお、その代表者に退職手当を支払ったときは、同順位者すべてに支払ったものとみなす。
 - 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の支給制限)

第7条 退職をした役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項第2号の規定により解任されたときは、理事長は、当該退職をした役員(当該退職をした役員が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした役員が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした役員が行った非違の内容及び程度、当該非違が法人の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき役員に通知しなければならない。
(退職手当の支払の差止め)

第8条 退職をした役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

- (2) 退職をした役員に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした役員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その役員が逮捕されたとき又は理事長がその役員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその役員に犯罪があると思料するに至ったときであって、その役員に対し退職手当の額を支払うことが法人の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした役員について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為(在職期間中の役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして解任に相当することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした役員の遺族(退職をした役員(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行ったときは、理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた役員について、その役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた役員について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた役員について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた役員について、その役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 第3項の規定による支払差止処分を行ったときは、理事長は、当該支払差止処分を受けた役員が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行ったときは、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員(第1号に該当する場合において、当該退職をした役員が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第7条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした役員が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職をした役員について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任する行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした役員の遺族(退職をした役員(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第7条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第7条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした役員の退職手当の返納)

第10条 退職をした役員に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした役員に対し、第7条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした役員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした役員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職をした役員について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたと認めたとき。

2 第1条第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき役員の見解を聴取しなければならない。

4 第7条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第11条 死亡による退職をした役員の遺族(退職をした役員(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第7条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 退職をした役員(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第10条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第3項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした役員が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした役員が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第8条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任に相当する行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第7条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 5 第7条第2項並びに第10条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

(退職手当審査会への諮問)

- 第13条 理事長は、第9条第1項第2号若しくは第2項、第10条第1項、第11条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 2 退職手当審査会は、第9条第2項、第11条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 退職手当審査会は、必要があると認める場合は、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(端数の処理)

第 14 条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 1 円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 15 条 この規則の実施のための手続きその他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 9 日 14 規程第 9 号)

この規程は、平成 14 年 5 月 9 日より施行し、平成 14 年 4 月 1 日より適用する。

附 則(平成 15 年 7 月 11 日 15 規程第 10 号)

この規程は、平成 15 年 7 月 11 日から施行し、平成 15 年 6 月 15 日から適用する。

附 則(平成 15 年 12 月 25 日 15 規程第 17 号)

1 この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 1 月 1 日の前日に在職していた役員が、平成 16 年 1 月 1 日以降引き続き在職した後、平成 25 年 1 月 1 日以降に退職した場合の退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額とする。

(1) 平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間

平成 14 年 3 月 31 日における本給月額に、当該期間の在職期間 1 月につき、100 分の 27 から 100 分の 36 の範囲内で、その在職期間における文部科学省独立行政法人評価委員会（以下、「委員会」という）の研究所に対する業績評価の結果を勘案した業績割合を乗じ、その額に 100 分の 87 を乗じて得た額。

(2) 平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日までの間

平成 15 年 12 月 31 日における本給月額に、当該期間の在職期間 1 月につき、100 分の 20 から 100 分の 28 の範囲内で、その在職期間における委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案した業績割合(以下この号において「業績割合」という。)を乗じ、その額に 100 分の 87 を乗じて得た額(当該期間中に第 5 条の規定により引き続き在職したものとみなされた者においては、前の任期の満了する日における本給月額に、平成 14 年 4 月 1 日から前の任期の満了する日までの在職期間 1 月につき当該業績割合を乗じ、その額に 100 分の 87 を乗じて得た額と、平成 15 年 12 月 31 日における本給月額に、後の任期の始まる日から平成 15 年 12 月 31 日までの在職期間 1 月につき当該業績割合を乗じ、その額に 100 分の 87 を乗じて得た額の合計額。)。

(3) 削除

(4) 平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間

平成29年12月31日における本給月額に、本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に100分の87を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(5) 平成30年1月1日以降

第3条の規定により算出した額。

- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した
在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から、当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは後の
在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則(平成22年6月1日 22規程第4号)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日 25規程第2号)

(適用日)

- 1 この規程は、平成25年2月28日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第3条及び防災科学技術研究所役員退職手当規程の一部を改正する規程(15規程第17号)附則第2項の規定の適用については、同条及び同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間においては、「100分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては、「100分の92」とする。

附 則(平成27年10月1日 27規程第91号)

この規程は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年12月21日 29規程第35号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。